業務仕様書

　この仕様書は、福知山市の指定ごみ袋に係る流通管理業務（以下「本業務」という。）に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

１　業務名

福知山市指定ごみ袋流通管理業務

２　業務場所

　　　福知山市全域

３　契約期間

契約締結日から令和１１年３月３１日

契約締結日から令和８年３月３１日の間は業務開始に必要な準備を行う期間とし、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日を業務期間とする。

４　業務概要

本業務は、受託者が福知山市指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を保管施設で在庫管理するとともに、本市が契約する福知山市指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）及び本市が指定する配送先からの注文を受け付け、取扱店又は本市が指定する配送先に指定ごみ袋を配送する業務及びこれらに付随する業務を本市に代わり円滑に行うことを目的とする。

５　業務に係る基本事項

（１）保管施設、設備、機材、人員等について

　　　　受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な保管施設、設備、車両、機材及び人員等を確保するとともに、指定ごみ袋の受注、配送及び在庫の状況を的確に把握するための管理システムを構築すること。

　　　　ただし、保管施設は現在本市が保管に使用している環境パーク倉庫を使用してもよいものとする。

ア　人員の配置は、業務全体を把握している担当者を設置し、本市、取扱店及び本市が指定する配送先と連絡ができる体制を確保すること。

イ　配送業務は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第８３号)若しくは貨物利用運送事業法(平成元年法律第８２号)に定める国土交通大臣の許可等を受けている者又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者が従事すること。

　　ただし、上記許可又は届出を有さない者が本業務を遂行しようとする場合は、業務開始当初に指定ごみ袋全量買取契約を本市と別途交わした上で、業務を遂行するものとする。なお、全量買取契約を締結した場合は、指定ごみ袋の所有権が本市から受託者へ移転するため、受託者自社倉庫又は受託者が手配した保管場所にて保管するものとする。買取金額及び枚数については別紙１「指定ごみ袋全量買取契約参考資料」を参照すること。

（２）業務日時

ア　受注業務を行う日

電話での受付は、緊急時を除き、原則として国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く月曜日から金曜日までとする。※年末年始及びお盆等の対応については別途調整することとする。

ＦＡＸ・ネット又はメールでの受付は、年中無休で受付すること。

イ　配送業務を行う日

緊急時を除き、原則として休日を除く月曜日から金曜日までとする。

※年末年始及びお盆等の対応については別途調整することとする。

※市民への交付に支障を生じさせることのないよう、出来得る限り　柔軟に対応すること。

ウ　受注及び配送業務を行う時刻

緊急時を除き、原則として午前９時から午後５時までとする。

（３）指定ごみ袋の種類

ア　指定ごみ袋の種類は、別紙２「指定ごみ袋の種類」のとおりとする。

ただし、本市の指定ごみ袋の種類の追加や変更があった場合は、本市の指示に従うこと。

（４）指定ごみ袋の入庫・出庫単位及び梱包箱重量・寸法等

業務で取扱う指定ごみ袋の入庫・出庫単位及び梱包箱重量・寸法等は、別紙３「指定ごみ袋の入庫・出庫単位及び梱包箱重量・寸法等」のとおりとする。なお、入庫時には最大積載量１２.５トン程度のウイング車等で入庫するため、十分に転回・開閉が行えるスペースを用意すること。

（５）指定ごみ袋の入庫・出庫の実績数量

指定ごみ袋の入庫・出庫の実績数量は、別紙４「指定ごみ袋の入庫数量及び出庫数量」のとおりである。

ただし、入庫数量（作製数量）は本市の在庫状況を勘案し発注を行うた　め、年度により数量の増減が発生することがある。また、出庫数量に関しても、取扱店からの発注数に応じて年度により数量の増減が発生することがある。

（６）指定ごみ袋の取扱い

指定ごみ袋は、ごみ処理手数料に相当する証券の性質を有するもので　あり、紛失及び破損等の事故を起さないよう、取扱いには注意すること。

（７）法令等の遵守

事故等の不測の事態が発生した場合は法令等を遵守し臨機の対応を行うとともに、速やかに本市に連絡の上、本市の指示に従うものとする。また、その内容を本市に対し書面で報告すること。

（８）業務内容の変更

本業務仕様書に記載されていない有効な業務内容の提案は妨げないものとする。ただし、その遂行にあたっては本市と協議のうえ定めること。

６　業務詳細

（１）在庫管理業務

在庫管理業務とは、指定ごみ袋等の入庫（入庫作業・入庫管理）及び　在庫管理（仕分作業・棚卸作業）に関連する業務とする。なお、在庫状況については随時確認及び報告が行えるようにすること。

ア　指定ごみ袋の入庫について

①　荷下ろし作業は指定ごみ袋作製業者により行われるが、入庫指示等　は受託者にて行うこと。

②　指定ごみ袋の品質等を確認するために、本市が無作為に行う検品作業に協力し、立ち合うこと。

③　その他入庫業務に関して、本業務仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定すること。

イ　指定ごみ袋の在庫管理について

①　入庫した指定ごみ袋は荷崩れ、破損及び汚損等が起こらないように適正に管理すること。在庫管理の際に、箱の損傷及び汚損等が確認できた場合は、本市の担当者に連絡の上、本市の指示に従うこと。

②　指定ごみ袋は保管場所内にサイズごとに格納し、先入れ先出しの原　則で管理すること。

③　パレットを２段以上に積む場合は、原則として、適正な耐荷重を考慮した上で必要な機材を自己の責任と費用負担により使用すること。

④　梱包箱は、積み重ねる場合は４段程度までとし、段数を変更する場合は、本市と協議した後に受託者の負担と責任において行うこととし、段数の増加等により梱包箱の破損等が生じた際は、交換に要した費用を負担すること。

⑤　入庫数量、配送完了数量、入庫、出庫、在庫及び配送に係る情報を常に把握できるようシステム等により管理し、毎月月末に棚卸しを行い、実数確認をすること。

ウ　その他在庫管理業務に関して、本特記仕様書に定めのない事項につい　ては、本市と協議して決定すること。

（２）受注業務

受注業務とは、本市が契約する取扱店（令和６年配送店舗数：９３店舗）及び本市が指定する配送先からの注文を受け付ける業務とする。なお、取扱店の店舗数は増減することがあり、変更があった場合はその都度本市より連絡する。

ア　取扱店からの指定ごみ袋の注文は、「福知山市指定ごみ袋販売の手引き」記載の発注書（以下「発注書」という。）を用いて電話・ＦＡＸ・ネット又はメールで注文を受けること。電話での注文受付は、受託者において聴取した注文内容を発注書に記入すること。

イ　取扱店及び本市が指定する配送先が、発注書をＦＡＸ又はメールで送信後、受信有無の確認連絡がある場合は、応対できる体制を確保すること。

ウ　取扱店からの注文内容に疑義が生じた場合は、取扱店へ直接連絡のう　え、発注数量等を確認し、受注誤りのないようにすること。

エ　受注の最小単位は、１箱とすること。

オ　その他受注業務に関して、本業務仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定すること。

（３）配送業務

配送業務とは、本市が契約する取扱店（令和６年配送店舗数：９３店舗 /福知山市内：８２店舗 / 大江地区：３店舗 / 夜久野地区：４店舗 / 三和地区：４店舗）及び本市が指定する配送先からの注文に応じ、保管場所から搬出した指定ごみ袋を配送する業務とする。なお、取扱店の店舗数は増減することがあり、変更があった場合はその都度本市より連絡する。

ア　取扱店等の詳細な情報は、配送業務開始までに本市が指示する。また、追加や変更（廃止を含む。）については、その都度本市から連絡するので、本市の指示に従うこと。

イ　毎週火曜日を受注締め日とし、受注確定後、翌３営業日以内に取扱店及び本市が指定する場所へ配送すること。なお、配送日が休日にあたる場合は、最終休日の翌日に配送すること。

ウ　イの規定にかかわらず、令和８年４月の配送日については、別紙５「令和８年４月受注・配送スケジュール」のとおりとする。

エ　配送の最小単位は、１箱とすること。

オ　配送に際しては、納品書・受領書（市控）・受領書（受託者控）を合わせた納品伝票（受託者の任意様式とする。）を作成し、取扱店等へ納品した際に、納品書を交付するとともに、受領書に取扱店等の受領印又は受領者の印若しくは受領サインを受け、持ち帰ること。また、受領書（受託者控）は、納品日の属する年度の翌年度末まで保管すること。

カ　本市が指示する配送先以外へは、指定ごみ袋を配送しないこと。また本市が配送停止を指示した取扱店には、配送をしないこと。（配送停止取扱 店は、随時本市から連絡する。）

キ　配送先が不在の場合は、不在連絡票（受託者の任意様式で作成すること。）を置くなど訪問したことがわかるようにし、近郊での配送中の場合は、連絡があれば再度配送するなどの便宜を図ること。

ク　指定ごみ袋配送先が、何らかの事由により、配送した指定ごみ袋の受け　取りを拒否した場合は、指定ごみ袋を倉庫まで持ち帰り、別の指定ごみ袋配送先への配送に使用できるようにすること。

倉庫に持ち帰った指定ごみ袋は、その時点での配送完了個数に含めな　いこと。なお、受け取り拒否があった場合は、すみやかに本市に連絡のうえ、受け取り拒否の事由を調査し、発注書の写しとともに、書面で本市に報告すること。

ケ　本市が緊急に配送を要請した場合は、迅速に応じること。

コ　その他配送業務に関して、本特記仕様書に定めのない事項については

本市と協議して決定すること。

（４）ごみ処理手数料納付業務

ごみ処理手数料納付業務とは、取扱店へ請求したごみ処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収し、取りまとめのうえ本市へ納付する業務とする。

ア　受託者は指定ごみ袋の配送が完了した数量をもって手数料の請求を行うこと。取扱店への請求は配送月翌月１０日頃まで、手数料納付期限は配送月翌月２５日頃までとし、未入金の際には督促及び再請求のうえ、本市へ報告すること。

なお、徴収する手数料は取扱店手数料を差し引いた金額であり、詳細は別紙６「福知山市指定ごみ袋本体価格表」を参照すること。

イ　手数料は口座振替又は振込用紙による振込により徴収すること。

ウ　徴収した手数料の本市への納付期限は本市と協議のうえ決定するこ　と。なお、納付に際しての振込手数料は受託者にて負担すること。また、全量買取契約に関しては、この限りではない。

エ　受託者は請求書送付の都度、インボイス（適格請求書）を取扱店に一律交付すること。ただし、本交付はインボイス制度に規定される代理交付にあたるため、適格請求書発行事業者名は福知山市とする。また、インボイスに記載する金額は取扱店手数料を差し引く前の金額（指定ごみ袋の価格）で記載すること。

オ　その他ごみ処理手数料納付業務に関して、本特記仕様書に定めのない事項については本市と協議して決定すること。

（５）不良品交換対応業務

不良品交換対応業務とは、不良品発生時の取扱店との交換対応を行う　業務とする。

ア　取扱店からの不良品交換の連絡を受けた際には、数量・不良品の状況等を記録し、次回納品時に交換するとともに、本市へ報告すること。上記事項に加え、特筆すべき事項があった際にはただちに本市へ報告すること。

イ　不良品の交換単位は組単位での交換とし、回収した不良品が含まれた　組一式は本市へ返還すること。

ウ　不良品交換対応件数は令和６年４月１日から令和７年３月３１日までで３０件である。

エ　その他不良品交換対応業務に関して、本特記仕様書に定めのない事項　については本市と協議して決定すること。

（７）報告業務

　　　 報告業務とは、上記（１）～（６）及びこれらに付随する業務に関しての業務内容・情報を報告する業務とする。

ア　受託者は、毎月末日を締めとした業務報告書を作成し、翌月５日（５日が土日・休日の場合は翌開庁日）までに報告すること。なお、３月分の業務報告書については、３月３１日までに本市に提出すること。

イ　受託者は、実績報告書とともに、配送店からの受領書（市控）および本市が指定する次の事項を毎月本市に提出すること。なお、報告書の様式及び報告方法は、本市と協議のうえ決定する。

①　指定ごみ袋の入庫、出庫及び在庫数量を日単位及び月単位で分かる一覧表にして報告すること。

②　取扱店毎の配送完了数量が月単位で分かる一覧表にして報告する　こと。

③　取扱店毎の注文確定日、配送完了日及び配送完了数量が日単位で分かる一覧表にして報告すること。

④　取扱店毎に請求したごみ処理手数料額が月単位で分かる一覧表に　して報告すること。

ウ　上記に加え、本市が求める内容に応じて、各種書類及びエクセル形式の電子データにて提出すること。

エ　その他報告業務に関して、本特記仕様書に定めのない事項について　　は本市と協議して決定すること。

７　委託料の請求及び支払い

在庫管理・受注・配送及びこれらに付随する業務にかかる委託料を総価契約として契約し、委託料は月毎に支払う。

（１）本市は、業務報告書の提出があれば直ちに内容を検査し、受託者は検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

（２）本市は、請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（３）本市が在庫管理を委託する指定ごみ袋については、契約期間終了時に速やかに本市が指定する場所へ移送する業務を含み、この移送に要する運搬等の費用は受託者が負担し、本市は費用負担をしない。

（４）本業務における取扱量は、別紙３「指定ごみ袋の入庫数量及び卸売数量」を目安とするが、実際の業務において、取扱量の増減が発生しても委託料の変更を行わないものとする。

８　その他

（１）損害賠償

ア　業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。

イ　前項の損害が天災等特別の事情によるものである場合、受託者の負担は本市と協議のうえ決定する。

（２）情報管理、秘密保持、個人情報

ア　受託者は、指定ごみ袋取扱店の情報及び業務上知り得た情報等は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

イ　受託者は、指定ごみ袋取扱店に関する情報及び個人情報を厳重に管理し、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

ウ　受託者は、契約期間が終了又は契約が解除された場合、本業務に関する受託者が保存しているすべての個人情報を確実に削除すること。

また、契約期間が終了し、受託者が変更になる場合は業務内容等を適切に引き継ぐこと。

（３）検査

本業務について、本市が立入検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、本市が立入検査を実施する際には、必ず同席すること。また、本市の指示により、業務等に関する報告会の開催ができること。

（４）一括再委託等の禁止

　　　　受託者は、業務の全部を一括して又は本市が仕様書中で指定する主たる部分を第三者に委任し請け負わせないこと。

（５）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ本市と、受託者が互いに協議して定めるものとする。